

1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）（以下「化審法」という。）における特定化学物質及び監視化学物質、環境リスク初期評価を実施すべき物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

2. 調査対象物質

平成 17 年度の詳細環境調査は、平成 17 年度化学物質環境実態調査推進検討会において選定された 14 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法 指定区分	化管法 指定区分	調査媒体				
				水 質	底 質	生物		大 気
						貝 類	魚 類	
1	4,4'-イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノール A）	第三種監視	第一種指定	○				
2	エチレンジアミン四酢酸	第二種監視	第一種指定	○				
3	パラ-オクチルフェノール類							
	[3-1] 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	第三種監視	第一種指定	○				
	[3-2] <i>p</i> - <i>n</i> -オクチルフェノール		第一種指定	○				
4	クロロベンゼン	第三種監視	第一種指定	○				
5	ジイソプロピルナフタレン	第一種監視			○	○	○	
6	<i>o</i> -ジクロロベンゼン	第二種監視 第三種監視	第一種指定	○				
7	<i>p</i> -ジクロロベンゼン	第二種監視 第三種監視	第一種指定	○				
8	<i>N,N</i> -ジメチルホルムアミド	第二種監視	第一種指定	○				○
9	短鎖塩素化パラフィン			○	○	○	○	
	[9-1] 塩素化デカン（塩素数が 4 から 6 までのもの）					○	○	
	塩素化デカン（塩素数が 4 のもの）					○	○	
	塩素化デカン（塩素数が 5 のもの）			○	○	○	○	
	塩素化デカン（塩素数が 6 のもの）					○	○	
	[9-2] 塩素化ウンデカン（塩素数が 5 から 7 までのもの）					○	○	
	塩素化ウンデカン（塩素数が 5 のもの）					○	○	
	塩素化ウンデカン（塩素数が 6 のもの）			○	○	○	○	
	塩素化ウンデカン（塩素数が 7 のもの）	第一種監視				○	○	
	[9-3] 塩素化ドデカン（塩素数が 5 から 7 までのもの）					○	○	
	塩素化ドデカン（塩素数が 5 のもの）					○	○	
	塩素化ドデカン（塩素数が 6 のもの）			○	○	○	○	
	塩素化ドデカン（塩素数が 7 のもの）					○	○	
	[9-4] 塩素化トリデカン（塩素数が 5 から 7 までのもの）					○	○	
	塩素化トリデカン（塩素数が 5 のもの）					○	○	
	塩素化トリデカン（塩素数が 6 のもの）			○	○	○	○	
塩素化トリデカン（塩素数が 7 のもの）					○	○		
10	ノニルフェノール	第三種監視	第一種指定	○				
11	ヒドラジン	第二種監視 第三種監視	第一種指定	○	○			
12	ペルフルオロオクタン酸	第二種監視		○	○	○	○	
13	ペルフルオロオクタンスルホン酸	第二種監視		○	○	○	○	
14	α -メチルスチレン（イソプロペニルベンゼン）	第三種監視	第一種指定	○				

(注) 「化管法」とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）をいう。以下同じ。